

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年12月18日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件
年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400049号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400049号

## 第1 結論

1 請求者のA社における平成15年4月1日から同年9月1日までの期間、平成16年9月1日から平成17年9月1日までの期間、平成22年9月1日から平成24年1月1日までの期間、平成27年1月1日から同年2月1日までの期間及び平成29年5月1日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の1のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成13年10月1日から平成15年4月1日までの期間及び平成15年9月1日から平成29年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の2のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額及び上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における平成18年12月20日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成9年10月1日から平成29年6月1日まで  
② 平成18年12月20日

A社で勤務していた期間のうち、請求期間①については標準報酬月額が実際の給与額と異なっており、請求期間②については標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成15年4月1日から同年9月1日までの期間、平成16年9月1日から平成17年9月1日までの期間、平成22年9月1日から平成24年1月1日までの期間、平成27年1月1日から同年2月1日までの期間及び平成29年5月1日から同年6月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票、並びに給与振込口座に係る預金通帳及び取引異動明細表(以下「給与明細書等」という。)によると、請求者は、A社から、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間について、当時の資料を保管していないが、社会保険事務所（平成22年1月以後は年金事務所）に対し、オンライン記録どおりの届出を行い、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付した旨回答している上、日本年金機構は、当該期間の一部に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を保管しているところ、当該届出書により、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出たおらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成13年10月1日から平成15年4月1日までの期間、平成15年9月1日から平成16年9月1日までの期間、平成17年9月1日から平成22年9月1日までの期間、平成24年1月1日から平成27年1月1日までの期間及び平成27年2月1日から平成29年5月1日までの期間について、給与明細書等により、事業主が源泉控除していたことが確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、給与明細書等により、確認又は推認できる標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額を下回っている上、オンライン記録における標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認又は推認できることから、厚生年金特例法による訂正は認められない。

- 2 請求期間①のうち、平成13年10月1日から平成15年4月1日までの期間及び平成15年9月1日から平成29年5月1日までの期間について、給与明細書等によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記第3の1により訂正される標準報酬月額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる請求者の報酬月額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記第3の1による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち平成9年10月1日から平成12年12月1日までの期間について、請求者は当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、請求期間①のうち平成12年12月1日から平成13年10月1日までの期間について、請求者の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額は確認又は推認できないものの、請求者から提出された給与支払明細書によると、請求者が、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬の支払を受けていたことは確認できる。

一方、上述のとおり、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であるところ、上記給与支払明細書において確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち平成9年10月1日から平成13年10月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間②について、請求者が所持する賞与に係る支給明細書によると、請求者は、A社から30万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、30万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400049号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400049号

## 【標準報酬月額に係る訂正】

		1	2
訂正期間	訂正前の 標準報酬月額	厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 第75条本文 による訂正後の 標準報酬月額
平成13年10月から平成15年3月まで	47万円	—	53万円
平成15年4月から同年8月まで		53万円	—
平成15年9月から平成16年8月まで	44万円	—	53万円
平成16年9月から平成17年8月まで		47万円	
平成17年9月から平成21年8月まで		—	
平成21年9月から平成22年8月まで	41万円	44万円	50万円
平成22年9月から平成23年12月まで	36万円		
平成24年1月から平成25年6月まで			
平成25年7月から平成26年12月まで	30万円	41万円	—
平成27年1月		—	
平成27年2月から平成29年4月まで		—	
平成29年5月		50万円	—

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400051号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400050号

## 第1 結論

- 1 請求者のA事業所における平成24年10月31日の標準賞与額を2万6,000円、平成25年10月31日の標準賞与額を2万6,000円、平成26年10月30日の標準賞与額を2万6,000円、平成27年10月31日の標準賞与額を2万6,000円、平成28年10月31日の標準賞与額を2万6,000円に訂正することが必要である。

平成24年10月31日、平成25年10月31日、平成26年10月30日、平成27年10月31日及び平成28年10月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成24年10月31日、平成25年10月31日、平成26年10月30日、平成27年10月31日及び平成28年10月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における平成29年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年4月から同年8月までの標準報酬月額については、18万円を24万円とする。

平成29年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成29年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年10月  
② 平成25年10月  
③ 平成26年10月  
④ 平成27年10月  
⑤ 平成28年10月  
⑥ 平成29年4月1日から同年9月1日まで

請求期間①から⑤までについて、A事業所から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がなく、請求期間⑥については、平成29年1月から昇給したが、標準報酬月額が実際の給与額と異なっているため、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 A事業所が委託している税理士事務所から提出された請求者及び複数の同僚に係る源泉徴収簿、

賞与に係る明細書（控）、並びに給与集計表によると、請求者は、A事業所から、平成24年10月31日に2万6,667円、平成25年10月31日に2万6,667円、平成26年10月30日に2万6,667円、平成27年10月31日に2万6,667円、平成28年10月31日に2万6,667円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成24年10月31日は2万7,000円、平成25年10月31日は2万6,000円、平成26年10月30日は2万6,000円、平成27年10月31日は2万7,000円、平成28年10月31日は3万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該事業所における標準賞与額については、上述の税理士事務所から提出された資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①から⑤までについて、いずれも2万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までに支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 A事業所が委託している税理士事務所から提出された給与集計表及びB市から提供された給与支払報告書により、請求者は、請求期間⑥に係る標準報酬月額（18万円）を超える標準報酬月額（24万円）に相当する給与の支払を受け、請求期間⑥において標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年4月から同年8月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400057号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400051号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年7月31日から同年8月1日まで  
昭和62年4月1日から昭和63年7月31日までA事業所に正職員のB職種として勤務した。  
昭和63年7月31日に退職した場合、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、その翌日の昭和63年8月1日となるはずであるが、年金記録では、昭和63年7月31日と記録されている。  
当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和63年8月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所は、請求期間当時の資料について、平成23年に施設を改築した際に処分した旨回答している上、当時の社会保険事務担当者は既に死亡していることが確認できることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、当該事業所に昭和63年7月末日で退職する旨を伝えたが、昭和63年7月31日(日曜日)は休日であり、出勤していない旨述べているところ、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は当該事業所を昭和63年7月30日に離職しており、当該記録は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日(昭和63年7月31日)と符合していることが確認できる。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚二人に照会し、両人から回答を得たものの、請求者が昭和63年7月31日まで当該事業所に在籍し、請求期間に係る昭和63年7月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料や具体的な陳述は得られなかった。

加えて、オンライン記録により、当該事業所において、請求期間及びその前後の昭和62年1月から平成2年12月までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が12人確認でき、このうち8人については、月末日頃(各月の29日から31日まで)に同資格を喪失していることが確認できる。

その上、上記の請求期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚12人に照会し、7人から回答を得たところ、このうち、同資格の喪失日が平成元年3月29日である同僚は、平成元年3月いっばいで退職することを当該事業所に伝えていたが、月末日まで出勤したか否かは記憶していない旨述べており、同人が所持する給与支給明細書によると、平成元年3月分の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる上、他の6人からも、請求者が昭和63年7月31日まで当該事業所に在籍し、請求期間に係る昭和63年7月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。